

○太宰府北寿苑設置及び管理条例

昭和55年7月23日

条例第12号

廃止 平成20年12月24日条例第6号

(設置)

第1条 大野城太宰府環境施設組合は、大野城市及び太宰府市管内の火葬を公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行うため、火葬場を設置する。

(用語)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 火葬場 火葬室、告別室、待合室その他の附属施設及び物品類をいう。
- (2) 住民 組合構成市の住民基本台帳に記録又は外国人登録原票に登録されている者をいう。

(名称及び位置)

第3条 火葬場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
太宰府北寿苑	福岡県太宰府市大字北谷942番地2

(管理)

第4条 火葬場の管理者は、大野城太宰府環境施設組合長をもってあてる。

(使用許可)

第5条 火葬場を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、管理者に申請して許可を受けなければならない。

2 火葬の対象者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 第2条第2号の死亡者
- (2) 組合構成市内の病院等で死亡した者
- (3) 第1号に規定する者以外で、組合構成市内に居住していたことが明確である者
- (4) 行旅死亡者等

(休日)

第6条 火葬場の休日は、次のとおりとする。

- (1) 1月1日
- (2) 第3日曜日

2 前項のほか、管理者は、特別の理由があると認めるときは、他の日を休日とし、又は前項に規定する日を休日としないことができる。

(受付時間等)

第7条 火葬場における遺体の受付時間は、午前10時から午後3時までとする。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 火葬場業務の受付時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(使用料及び使用料の徴収)

第8条 第5条第1項の規定により使用の許可を受けた者は、次の表に定めるところにより使用料を前納しなければならない。

	満10歳以上 (1体につき)	満10歳未満 (1体につき)	死産児 (1体につき)	身体の一部及び汚物
住民	14,000円	7,000円	2,300円	10kgにつき2,300円(10kg未満は10kgとみなす)
住民以外	50,000円	25,000円	7,000円	10kgにつき7,000円(10kg未満は10kgとみなす)

2 使用料は、管理者がこれを徴収する。

(使用料の減免)

第9条 管理者は、生活困窮その他特別の理由により、その必要があると認めるものに対しては、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の還付)

第10条 すでに納付した使用料は、還付しない。ただし、管理者において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可の取消し等)

第11条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取消し、使用の制限をし、又は退去させることができる。

- (1) 許可の申請に偽りその他不正があったとき。
- (2) 法令又はこの条例に違反したとき。
- (3) その他管理者が必要があると認めるとき。

(遺体の処理)

第12条 火葬は、遺体を管理者に委託し、その遺骨は、管理者の指定する時刻までに使用者が必要な遺骨を拾骨しなければならない。

2 使用者が前項の指定時刻までに遺骨を拾骨しないときは、管理者は、これを処理することができる。この場合において、使用者又は遺族は、異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第13条 使用者は、火葬場を故意又は重大な過失によってき損若しくは滅失したときは、管理者が定める損害額を賠償しなければならない。

(事務の委任)

第14条 第5条、第8条第2項、第9条、第10条及び第11条において管理者が行う事務を組合構成市長に委任することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年条例第2号)

この条例は、昭和57年4月1日より施行する。

附 則(昭和59年条例第3号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年条例第1号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第2号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。